

定期監査の結果に基づく措置

(令和元年9月3日～13日実施)

学事課

| | |
|------|--|
| 調査事項 | 財産管理について |
| 指摘事項 | 学校施設の使用許可について、漢字検定のために使用した教室の使用料を請求していなかったため、倉敷市学校施設使用条例等に基づき適正に事務処理されたい。 【中学校1校】 |
| 措置 | 教室使用料の請求については、該当の中学校に、申請書の写しを学事課へ提出すること等の事務処理を適正に行うよう指導しました。また、使用料については、ただちに学事課から学校の担当者へ納付書を送付し、日本漢字能力検定協会から、令和元年10月3日付けで納入されています。 |